

南 監 第 2 号
令和 7 年 5 月 12 日

南伊勢町長 上村 久仁 様

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 松葉 和久



元職員（廣出翔）の賠償責任に関する再度の監査の結果について

令和 7 年 4 月 28 日付け、南総第 43 号にて請求のありました監査について、
別紙のとおり報告致します。

監査委員の再度の監査結果

1 監査請求の要旨

地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 28 日付け南総第 43 号で南伊勢町から請求された監査請求の要旨は、次のとおりである。

元職員廣出翔は、平成 30 年 2 月 28 日から平成 31 年 3 月 29 日までの間、南伊勢町水道事業会計において 1,250 万 8,865 円を横領し、また、令和元年 5 月 16 日から令和 4 年 6 月 2 日までの間、南伊勢町病院事業会計において 1 億 5,538 万 6,000 円の横領を行い南伊勢町に損害を与えた。

元職員廣出翔の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求める。

2 監査の結果

- (1) 本件について、令和 5 年 1 月 11 日付け南監第 41 号にて監査結果を提出し、これに基づいて南伊勢町長から廣出翔に対して、南総第 219 号、令和 5 年 2 月 1 日付け賠償命令を下しているところであるが、その後、元職員の上司であった元事務長の[]より賠償命令の取消請求の訴えが提起され、津地方裁判所に係属している。

また、当時の上司であった[]については、審査請求が提出され、議会に諮問の結果、責任割合を 3 割から 1 割に縮減する裁決決定がなされている。

そこで、改めて[]の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められ、賠償責任の有無については、令和 5 年 1 月 11 日付け南監第 41 号にて監査結果のとおりであるが、賠償額については、再度慎重に決定し、責任割合を 1 割とする判断を下した。

- (2) 本件では、毎月の会計処理で、ましてや決算において、企業の経理で一般に行われるようなチェックをしてさえいれば、不正はその時に発覚していたであろうし、一般的なチェックをしていれば不正を続けることも困難となっていたはずである。このような経理の内容確認というようなチェックは組織というより、事務長に求められる職務である。ただし、負担割合を 3 割とまですべきかは慎重な検討を要した。

前回の監査委員からの指摘のとおり、企業会計を熟知した職員が不足しており、特定職員を同一部署に長期間勤務させてきたことも、今回の問題の発生につながった原因であると考えられるが、これは組織の人事の問題でもある。

また、適切かつ確実な現金の管理に努めるため、財務規則等の実態に応じた見直し、現金取扱員等の適切な任命、会計職員に対する研修、指導の徹底など組織として取り組むべきであった要因も多かったものである。

これらのことを勘案すると、事務長の責任割合3割は、直ちに裁量権逸脱、濫用で違法とまではいえなくとも、相当とはいえず、事務長の過失の内容、程度を考慮すれば、1割程度とするのが相当であると考え、上記(1)の判断に至った。

- (3) 上記判断を踏まえて、地方自治法第243条の2の8第2項によれば、同法条第1項の責任を負う職員が2人以上ある場合は、その職分及び損害発生の原因の程度に応じて損害賠償の責めに任ずるものであるところ、本件横領を行った職員廣出が最も重い責めに任ずるべきであり、元上司らの責任割合を含めて10割とすべきなので、南伊勢町病院事業会計分における元職員廣出の責任割合は9割とすべきである。

元職員廣出の賠償責任の有無については、令和5年1月11日付け南監第41号にて監査結果のとおりであるが、元職員廣出の賠償額については、再度慎重に決定し、南伊勢町病院事業会計分の責任割合を9割とする判断を下した。